

# 岩手医科大学歯学部試験規程

昭和 42 年 10 月 1 日	制定
昭和 45 年 12 月 28 日	改正
昭和 48 年 5 月 16 日	改正
昭和 54 年 6 月 6 日	改正
昭和 55 年 6 月 10 日	改正
平成 4 年 2 月 20 日	改正
平成 8 年 5 月 15 日	改正
平成 9 年 3 月 17 日	改正
平成 9 年 8 月 6 日	改正
平成 10 年 3 月 4 日	改正
平成 11 年 3 月 24 日	改正
平成 13 年 2 月 21 日	改正
平成 15 年 1 月 24 日	改正
平成 16 年 3 月 3 日	改正
平成 18 年 3 月 15 日	改正
平成 18 年 11 月 15 日	改正

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、学則第 8 条第 2 項の規定に基づき、歯学部の試験に関し定めるものである。

## (試験科目等)

第 2 条 試験科目及び試験の実施については、教授会の議を経てこれを定める。

## (試験の種類)

第 3 条 試験は、本試験、再試験及び追試験とする。

- 2 本試験とは、履修した授業科目について行う試験をいう。ただし、第 6 学年の本試験は、総合試験、必修問題試験をいう。
- 3 再試験とは、本試験において不合格となった科目について改めて行う試験をいう。
- 4 追試験とは、病気又は止むを得ない理由により本試験を受けられなかった時、その理由の消滅後に願い出により当該試験科目について行う試験をいう。

## (試験方法)

第 4 条 試験は、筆答、口答、レポート提出、製作品提出、実地試問、その他の中から、担当教員が適当と認めた方法により実施する。

## (試験日程)

第 5 条 本試験は、前期及び後期の授業終了時に行うものとする。

- 2 再試験は、あらかじめ指定した時期に行う。
- 3 追試験は、学業成績判定までに行うものとする。
- 4 総合試験、必修問題試験は第 6 学年の臨床実習終了後に行う。
- 5 本試験の日程及び時間割等は、その実施の 2 週間前に発表する。

## (受験資格)

第 6 条 各授業科目の所定履修時間の 3 分の 2 以上出席しなければ、本試験を受験することができない。ただし、その取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

- 2 総合試験、必修問題試験の受験資格は、所定の臨床実習が修了したと認められた者に与える。

(再・追試験受験手続)

第7条 再試験及び追試験の該当者は、所定の手続きをとらなければならない。

2 追試験該当者は、追試験願及び試験欠席届に理由書(病気の場合は診断書、その他は明確な理由書)を添えて提出し、担当教員及び教授会の承認を得なければならない。

3 再試験料は1科目2,000円、追試験料は1科目500円とし、その都度前納しなければならない。

(評価)

第8条 試験の成績は、各科目毎に100点満点とし、65点以上を合格とする。ただし、第1学年で履修する科目は、各科目毎に100点満点とし、60点以上を合格とする。

(進級)

第9条 試験に合格した者は、教授会の議を経て進級とする。

2 試験に合格しない者は留年とし、当該学年において行われるすべての授業科目に出席し、改めてそれらの試験を受けなければならない。

(卒業)

第10条 所定の試験に合格した者に対し、教授会の議を経て歯学部長が卒業の認定をする。

(罰則)

第11条 試験に関して不正行為があった場合は、学則第41条により懲戒する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て歯学部長が定める。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成8年5月15日から施行する。

3 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成9年8月6日から施行する。

5 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

10 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

10 この規程は、平成19年4月1日から施行する。